

○土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱

平成11年3月31日

告示第22号

改正 平成12年10月2日告示第112号

平成14年6月24日告示第143号

平成15年5月13日告示第85号

平成16年3月31日告示第41号

平成20年8月29日告示第137号

(題名改称)

平成27年3月26日告示第84号

平成28年9月21日告示第244号

平成28年12月2日告示第286号

注 平成27年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する請負工事、委託業務又は物品調達(以下「市工事等」という。)の円滑かつ適正な施工及び履行(以下「施工等」という。)を確保するため、市工事等入札参加資格審査を経た業者(以下「有資格者」という。)が、事故、贈賄、談合及び不正行為等を起こした場合の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

第2条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2(以下これらの表を「各別表」という。)の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、あらかじめ土浦市工事請負業者等選考委員会(以下「選考委員会」という。)に諮り、情状に応じてそれぞれ各別表の右欄に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 前項の場合において、当該指名停止に係る有資格者については、現に指名しているときはその指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同

企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により各別表の左欄に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ各別表の右欄に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

- (1) 各別表の左欄に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ各別表の左欄に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1項から第3項まで又は同表第4項から第7項までの左欄に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項から第3項まで又は同表第4項から第7項までの左欄に掲げる措置要件の該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、各別表及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、各別表及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、各別表の右欄及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 6 市長は、有資格者でない者であっても、第11条第2項の規定により指名停止期間中の有資格者と同様に取り扱う場合には、その有資格者と同様に取り扱う期間を指名停止期間と

みなすものとする。この場合において、当該有資格者でない者が有資格者となったときは、当該指名停止期間とみなした期間のうちその期間の開始の日から有資格者となった日の前日までの期間を除いた残りの期間を指名停止期間とする。

- 7 市長は、指名停止の期間中の有資格者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。
- 8 市長は、第5項の規定により指名停止の期間を変更するとき又は前項の規定により指名停止の解除を行うときは、あらかじめ選考委員会に諮るものとする。

(平28告示286・一部改正)

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により期間を定めて指名停止を行う際に、有資格者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4項又は第7項に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第4項から第7項までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき。
- (3) 市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する談合をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第7項から第9項までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

(平28告示244・一部改正)

(指名停止の特例)

第6条 市長は、指名停止の期間が満了した有資格者について、当該指名停止の原因となった事案において極めて悪質な事由が明らかになったときは、各別表の右欄に定める期間の範囲内で再度指名停止を行うことができる。

(指名停止の期間の承継)

第7条 指名停止期間中の有資格者から該当有資格者の地位を承継した者(以下「承継者」という。)は、当該指名停止期間を承継するものとする。

2 承継者が、地位を継承した有資格者に係る指名停止期間の満了後に第4条第2項に該当することとなった場合は、同項の規定を適用する。

(事故、贈賄、談合及び不正行為等の報告)

第8条 市工事等の主管課長(以下「主管課長」という。)は、所管する市工事等について有資格者が各別表の左欄に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、工事事故等報告書(様式第1号)により、速やかに管財課長を経て市長に報告しなければならない。

(指名停止等の通知)

第9条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、同条第6項の規定により指名停止を解除し、又は第5条の規定により再度指名停止を行ったときは、当該有資格者に対し、遅滞なくそれぞれ指名停止通知書(様式第2号)、指名停止期間変更通知書(様式第3号)、指名停止解除通知書(様式第4号)又は再指名停止通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止(再度の指名停止を含む。)の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

3 市長は、第2条第2項の規定により指名を取り消したときは、当該指名停止に係る有資格者に対し、指名取消通知書(様式第6号)により遅滞なくその旨を通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 市工事等の随意契約の相手方の選定について権限を有する者は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第11条 管財課長は、指名停止の期間中の有資格者が市工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

2 市長は、有資格者でない場合であっても、有資格者の指名停止に相当すると認められる事由があるときは、当該有資格者でない者を指名停止期間中の有資格者と同様に扱うことができる。この場合における手続については、第2条第1項の規定を準用する。

(平28告示286・一部改正)

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 市長は、指名停止を行わない場合においても、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の公表)

第13条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行った当該有資格者について、公表するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。

(土浦市建設工事請負業者指名停止等措置要領の廃止)

2 土浦市建設工事請負業者指名停止等措置要領(昭和62年8月3日決裁)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に付則第2項の規定による廃止前の土浦市建設工事請負業者指名停止等措置要領の規定により指名停止の処分を受けている者については、当該停止期間の満了する日までの間は、なお従前の例による。

付 則(平成12年10月2日告示第112号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(平成14年6月24日告示第143号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(平成15年5月13日告示第85号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(平成16年3月31日告示第41号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成20年8月29日告示第137号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に発生した事実又は行為に基づく措置については、この告示による改正後の土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(土浦市一般競争入札実施要綱の一部改正)

3 土浦市一般競争入札実施要綱(平成7年土浦市告示第23号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成27年3月26日告示第84号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に発生した事実又は行為に基づく措置については、この告示による改正後の土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成28年9月21日告示第244号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(平成28年12月2日告示第286号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1(第2条, 第4条, 第6条, 第8条関係)

(平27告示84・一部改正)

事故等に基づく指名停止処置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 市工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加確認書類その他の入札前に必要とする書類に虚偽の記載をし、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 書類に虚偽の記載をしたとき。 (2) 書類に虚偽の記載をし、かつ、悪質性が高いとき。	当該認定をした日から2月以上6月以内 当該認定をした日から6月以上12月以内
(過失による粗雑工事等) 2 市工事等の施工等に当たり、過失により市工事等を粗雑なもの(以下「粗雑工事等」という。)にしたと認められるとき。 (1) 過失による粗雑工事等を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上

(かしが軽微であると認められるときを除く。)	6月以内
(2) 過失による粗雑工事等を行い、かつ、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から6月以上 12月以内
3 市内における請負工事、委託業務又は物品調達で前項に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事等」という。)の施工等に当たり、過失により粗雑工事等を行い、かつ、かしが重大であると認められるとき。 (契約違反)	当該認定をした日から1月以上 3月以内
4 第2項に掲げる場合のほか、市工事等の施工等に当たり、契約に違反し、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
(1) 仕様書、契約書等(以下「仕様書等」という。)違反(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないため契約をすることができなかった場合を含む。)	当該認定をした日から1月以上 6月以内
(2) 仕様書等違反で、かつ、負傷者又は損害を伴うもの	当該認定をした日から2月以上 4月以内
(3) 仕様書等違反で、かつ、死亡者又は重大な損害を伴うもの	当該認定をした日から4月以上 6月以内
(4) 仕様書等違反で、かつ、悪質性の高いもの	当該認定をした日から6月以上 8月以内
(安全管理措置の不適切が原因の公衆損害事故の発生)	
5 市工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	
(1) 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき。	当該認定をした日から4月以上 6月以内
(2) 公衆に死亡者を生じさせたとき。	当該認定をした日から3月
(3) 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者が生じたとき。	当該認定をした日から2月以上 3月以内
(4) 公衆に負傷者(軽傷)を生じさせたとき。	当該認定をした日から1月

<p>(5) 重大な損害を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上 3月以内</p>
<p>(6) 損害を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上 2月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月以上 4月以内</p>
<p>(2) 公衆に死亡者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月</p>
<p>(3) 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者が生じたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上 3月以内</p>
<p>(4) 公衆に負傷者(軽傷)を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月</p>
<p>(5) 重大な損害を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月</p>
<p>(6) 損害を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月</p>
<p>(安全管理措置の不適切が原因の市工事等関係者事故の発生)</p>	
<p>7 市工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、市工事等の施工等に携わる者(以下「市工事等関係者」という。)に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。</p>	
<p>(1) 市工事等関係者に複数の死亡者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上 4月以内</p>
<p>(2) 市工事等関係者に死亡者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月</p>
<p>(3) 市工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者が生じたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上 2月以内</p>
<p>(4) 市工事等関係者に負傷者(軽傷)を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間</p>
<p>8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、一般工事等の施工等に携わる者(以下「工事等関係者」という。)に死亡者又は負傷者を生じさせた</p>	

場合で、当該事故が重大であると認められるとき。	
(1) 工事等関係者に複数の死亡者を生じさせたとき。	当該認定をした日から1月以上2月以内
(2) 工事等関係者に死亡者を生じさせたとき。	当該認定をした日から1月
(3) 工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者が生じたとき。	当該認定をした日から2週間以上1月以内
(4) 工事等関係者に負傷者(軽傷)を生じさせたとき。 (工事成績不良)	当該認定をした日から2週間
9 本市が発注する請負工事(以下「市工事」という。)に関し、土浦市建設工事成績評定要領に基づく成績判定が次のいずれかのとき。	
(1) やや不良	当該認定をした日から1月
(2) 不良	当該認定をした日から3月

別表第2(第2条, 第4条—第6条, 第8条関係)

(平27告示84・平28告示244・平28告示286・一部改正)

賄賂、談合及び不正行為等に基づく指名停止措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次に掲げる者が、本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくはその支店及び営業所(常時工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者(以下「役員等」という。)	逮捕又は公訴の提起を知った日から15月以上24月以内
(2) 有資格者の使用人で、前号に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	逮捕又は公訴の提起を知った日から12月以上18月以内
2 次に掲げる者が、茨城県(以下「県」という。)内の公共機関の職員(本市職員を除く。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 役員等	逮捕又は公訴の提起を知った日から15月以上18月以内

<p>(2) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から12月以上15月以内</p>
<p>3 次に掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>(1) 役員等</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から9月以上12月以内</p>
<p>(2) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から6月以上9月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>4 有資格者が、市工事等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月以上24月以内</p>
<p>5 有資格者が、県内における請負工事、委託業務又は物品調達に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(前項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から12月以上18月以内</p>
<p>6 有資格者が、その業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(前2項に掲げる場合を除く。) (公契約関係競売等妨害又は談合)</p>	<p>当該認定をした日から6月以上12月以内</p>
<p>7 市工事等に関し有資格者である個人、有資格者の役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から12月以上24月以内</p>
<p>8 県内における請負工事、委託業務又は物品調達に関し有資格者である個人、有資格者の役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から12月以上18月以内</p>
<p>9 有資格者である個人、有資格者の役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から6月以上12月以内</p>

<p>逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前2項に掲げる場合を除く。) (暴力団等)</p>	
<p>10 有資格者である個人，有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が，暴力団及び暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月以上</p>
<p>11 有資格者が，その業務に関し不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行をするために，暴力団等を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から9月以上</p>
<p>12 いかなる名義をもってするを問わず，暴力団等に対して，金銭，物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から9月以上</p>
<p>13 有資格者である個人，有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が，暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (建設業法違反行為)</p>	<p>当該認定をした日から6月以上</p>
<p>14 有資格者が，建設業法第28条の規定に基づく次に掲げる監督処分(同条第1項第1号，第2号又は第3号に該当し，監督処分を受けたときを除く。)を受けたとき。 (1) 指示処分を受けたとき。 (2) 営業停止処分を受けたとき。 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該認定をした日から2月以上6月以内 当該認定をした日から3月以上9月以内</p>
<p>15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか，有資格者が，その業務に関し不正又は不誠実な行為をし，市工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (1) その業務に関し法令に違反したとき。 (2) 市工事に当たり，下請負代金の全部又は一部に不払が</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内 当該認定をした日から1月以</p>

あったと市長が認めたとき。	上9月以内
(3) 前2号に掲げるもののほか、その業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
16 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を言い渡され、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上12月以内
17 市工事に当たり、一括下請負の事実があったと市長が認めたとき。	当該認定をした日から6月以上12月以内

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

土 浦 市 長 殿

（主管課長名）

㊟

工 事 事 故 等 報 告 書

請 負 者	所 在	
	商 号	
	代 表 者 名	
番 号 及 び 件 名		
契 約 期 間		自 年 月 日 日間 至 年 月 日
工 事（履 行）場 所		土浦市 地内
工 事 事 故 等 発 生 日		年 月 日
工 事 事 故 等 発 生 場 所		土浦市
工 事 事 故 等 確 認 日		年 月 日
工 事 事 故 等 確 認 者 名		（所属，職名及び氏名を記入すること。）
工 事 事 故 等 の 内 容 及 び 事 由 等		（内容及び事由等を詳細に記入すること。）

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（商号） 殿

土浦市長

印

指 名 停 止 通 知 書

このたび、
誠に遺憾であります。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。
今後は、かかる事態が生ずることがないように充分注意されたい。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

（以下は、必要に応じて記載する）

3 年 月 日までに、今後の改善措置の詳細について報告のこと。

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（商号） 殿

土浦市長

Ⓜ

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

年 月 日付け 第 号により貴 の
指名停止を行った旨を通知したところでありますが、このたび下記のと
おり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

1 変更前の指名停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 変更後の指名停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 変 更 理 由

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（商号） 殿

土浦市長

㊟

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付け 第 号により指名停止について
通知したところでありますが、年 月 日に指名停止を
解除しましたので通知します。

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（商号） 殿

土浦市長

㊟

再指名停止通知書

年 月 日付け 第 号による指名停止については、年 月 日をもって満了となったところですが、今般、当該指名停止の原因となった事案において極めて悪質な事由が明らかになりました。

よって、下記のとおり再度指名停止を行うこととしたので通知します。今後は、かかる事態が生ずることがないように充分注意されたい。

記

1 明らかになった極めて悪質な事由

2 再度の指名停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

(商号) 殿

土浦市長

印

指 名 取 消 通 知 書

年 月 日付け 第 号により下記案件について貴社を指名競争入札の参加者として指名したところありますが、このたび指名を取り消しましたので通知します。

記

1 番号及び件名

2 取消理由

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第9条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第9条関係)